



熊本県公報

第12875号
令和元年(2019年)
11月15日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本港湾施設の概要……………(港湾課) 1
- 令和元年11月熊本県議会定例会の招集……………(財政課) 2
- 種畜証明証の書換交付……………(畜産課) 2
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定……………(循環社会推進課) 2
- 地方卸売市場の開設業務の譲渡し及び譲受け認可……………(流通アグリビジネス課) 2
- 地方卸売市場における卸売業務の譲渡し及び譲受け認可……………() 3
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 3
- 造成宅地防災区域の指定の解除……………(建築課) 3
- 造成宅地防災区域の指定の解除……………() 4
- 熊本県福祉総合情報システム改修業務の委託……………(健康福祉政策課) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(高齢者支援課) 6
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………() 6
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 6

公 告

- 土地改良区役員の就退任……………(農村計画課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請……………(農地・担い手支援課) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請……………() 7
- 農用地利用配分計画の認可申請……………() 8
- 農用地利用配分計画の認可申請……………() 9
- 農用地利用配分計画の認可申請……………() 9
- 熊本県福祉総合情報システム改修業務の委託……………(健康福祉政策課) 10

登 載 依 頼

- 第14回荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会の開催……………(企業局) 13

告 示

熊本県告示第483号

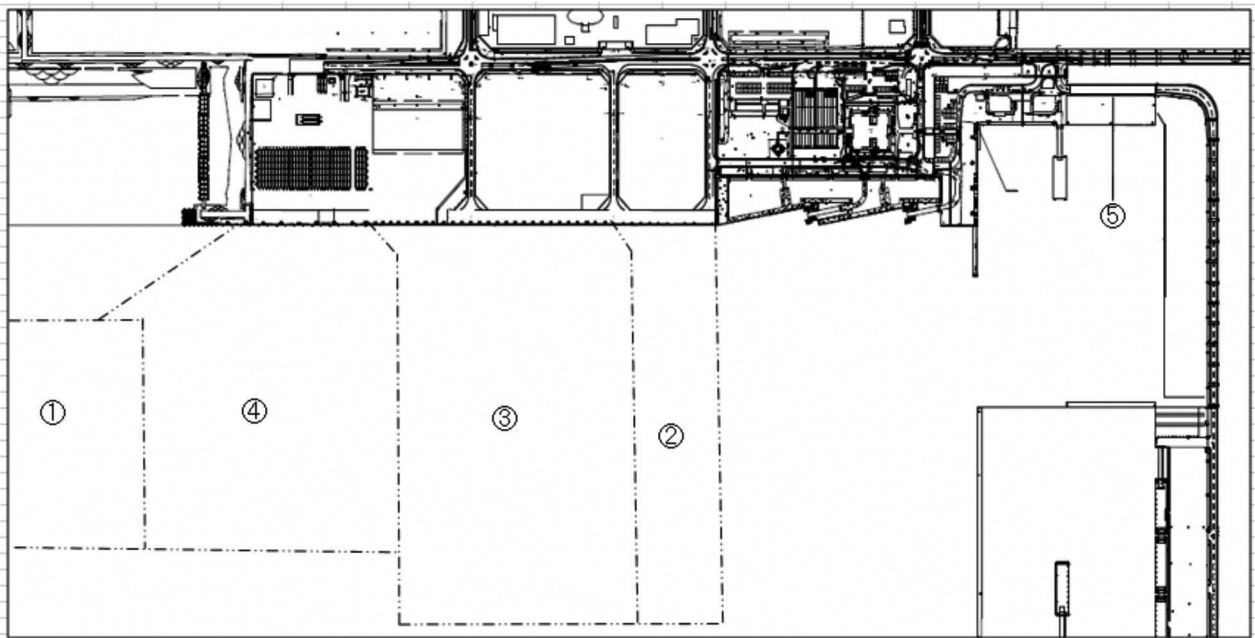
港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 熊本港
- 2 所 在 熊本市西区新港地内及び地先
- 3 概 要

番 号	種 類	数 量	能 力
1	航路	延長1,897.0メートル	－7.5m
2	回頭泊地	面積31,950平方メートル	－5.0m
3	回頭泊地	面積94,500平方メートル	－5.5m
4	回頭泊地	面積114,765平方メートル	－7.5m
5	道路	延長99.2メートル	アスファルト舗装

**熊本県告示第484号**

令和元年(2019年)11月25日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第485号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
2190117 0004	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇市一の宮 町宮地5634-2 熊本県畜産農業協同 組合阿蘇支所	北海道河東郡音更町 駒場並木8番地1 独立行政法人家畜改 良センター十勝牧場

熊本県告示第486号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定区域

八代市水島町字江鮎堀2364番1、2364番2、2365番1、2366番、2367番、2368番1、2369番、2370番1、2371番1、2371番2、2372番1、2373番1、2374番1、2375番1、2376番1

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第2号に定める廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)第2条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第6項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出があった一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条の2第3項において読み替えて準用する同法第9条第3項の規定による廃止の届出があった産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

熊本県告示第487号

熊本県卸売市場条例(昭和46年熊本県条例第67号)第18条第1項の規定により地方卸売市場の開設業務の譲渡し及び譲受けを認可したので、同条例第37条の規定により公示する。

令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 地方卸売市場の名称及び所在地
株式会社みなまた青果卸売市場
水俣市塩浜町8-15
- 2 地方卸売市場開設者の名称及び所在地
株式会社みなまた青果卸売市場
水俣市塩浜町8-15
- 3 開設業務の譲渡し及び譲受け認可年月日
令和元年(2019年)10月31日

熊本県告示第488号

熊本県卸売市場条例(昭和46年熊本県条例第67号)第18条第1項の規定により地方卸売市場における卸売業務の譲渡し及び譲受けを認可したので、同条例第37条の規定により公示する。

令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 卸売業者の名称及び所在地
株式会社みなまた青果卸売市場
水俣市塩浜町8-15
- 2 卸売業務を行う地方卸売市場の名称及び所在地
株式会社みなまた青果卸売市場
水俣市塩浜町8-15
- 3 卸売業務の譲渡し及び譲受け認可年月日
令和元年(2019年)10月31日

熊本県告示第489号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿字平谷871番1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平谷871番1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第490号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)2月13日熊本県告示第103号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)5月25日熊本県告示第424号(造成宅地防災区域の指定)及び平成30年(2018年)7月17日熊本県告示第581号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大美正地区
上益城郡御船町大字滝尾字大美正3107番の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3108番、3107番地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)
- 2 中野地区
上益城郡御船町大字田代字中野3428番1、3428番3の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3428番5
- 3 山下地区(Aブロック)

上益城郡御船町大字辺田見字山下又630番、630番、631番、又630番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

4 古閑原地区

上益城郡御船町大字高木字古閑原1968番3、1968番3地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

5 阿弥陀地区（Bブロック）

上益城郡御船町大字高木字阿弥陀1606番、1605番、1571番、1571番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

6 上古閑原地区Aブロック（高木④）

上益城郡御船町大字高木字上古閑原2048番2、2049番3の一部（次の地図に示す部分に限る。）

7 東原地区（豊秋③）

上益城郡御船町大字豊秋字東原1768番1、1768番2の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1769番2、1768番1地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第491号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成30年（2018年）2月27日熊本県告示第140号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月6日熊本県告示第168号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月6日熊本県告示第169号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月13日熊本県告示第193号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月13日熊本県告示第202号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月16日熊本県告示第215号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月30日熊本県告示第280号（造成宅地防災区域の指定）及び平成30年（2018年）4月20日熊本県告示第361号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和元年（2019年）11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 皆元地区（その2）造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字鳥子字皆元212番、212番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

2 袴野鶴地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字袴野鶴1682番1、1682番3、1683番、1685番、1685番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

3 名ヶ迫鶴地区（その3）造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字名ヶ迫鶴735番3、735番4の一部（次の図に示す部分に限る。）、735番3地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

4 山口地区（その2）造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字宮山字山口575番2、575番2地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、575番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

阿蘇郡西原村大字宮山字宮山861番、861番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

阿蘇郡西原村大字宮山字涌井川1125番の一部（次の図に示す部分に限る。）、1125番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）

5 桃木原地区（その2）造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字鳥子字桃木原1213番7、1213番7地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

6 小高山地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字小高山859番、859番3、860番、859番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

阿蘇郡西原村大字小森字畑村1043番2の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1044番3の一部（次の図に示す部分に限る。）、1044番1の一部（次の図に示す部分に限る。）

す部分に限る。)、1043番2地先の道、1044番1地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)

7 外村地区(その2)造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字外村1546番2、1546番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

8 出ノ口鶴地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字宮山字出ノ口鶴1580番、1580番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

9 皆元地区(その1)造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字鳥子字皆元192番、193番1、193番2、194番1、195番4、202番1、203番1、203番2、193番2地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)、194番1地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)

10 塩井社地区(その2)造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字塩井社1883番7、1883番7地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

11 前鶴地区(その2)造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字前鶴476番、481番、475番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、476番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

12 葉山地区(その1)造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字葉山384番、385番、385番地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)、384番地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)

13 市川原地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字河原字市川原1081番1の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1132番、1132番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

14 畑鶴地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字畑鶴2711番2の一部(次の地図に示す部分に限る。)、2716番4、2717番1、2717番2

15 桃木原地区(その1)造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字鳥子字桃木原1213番1、1213番8、1213番1地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第492号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 競争入札に付する事項

熊本県福祉総合情報システム改修業務委託

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和元年(2019年)11月25日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和4年(2022年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和3年(2021年)10月1日から令和3年(2021年)11月30日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第493号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団孔和会	医療法人社団孔和会 松本内科・眼科	天草市久玉町5716-5	令和元年(2019年)11月1日	短期入所療養介護

熊本県告示第494号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団孔和会	医療法人社団孔和会 松本内科・眼科	天草市久玉町5716-5	令和元年(2019年)11月1日	介護予防短期入所療養介護

熊本県告示第495号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和元年(2019年)11月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡南関町大字長山字境田 2794番3地先から 同所 2823番1地先まで	前	6.5 ～ 23.1	124.2	災害復旧
			後	6.7 ～ 25.5	124.2	

2 区域を変更する期日 令和元年(2019年)11月15日

公 告**熊本県公告第443号**

熊本市に事務所を置く加勢川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和元年（2019年）11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	志 柿 茂喜	熊本市南区元三町2丁目6-3
理事	岡村 敏春	熊本市南区元三町2丁目3-35
理事	本田 賢士	熊本市南区元三町3丁目4-24
理事	深水 進	熊本市南区元三町2丁目3-31
理事	栗崎 一憲	熊本市南区元三町5丁目2-1
理事	森田 昇	熊本市南区御幸木部町3丁目20-50
理事	林田 敏治	熊本市南区御幸木部町3丁目11-64
監事	中川 敏行	熊本市南区御幸木部町3丁目9-47
監事	吉村 勝幸	熊本市南区元三町2丁目6-5
就任		
理事	志 柿 茂喜	熊本市南区元三町2丁目6-3
理事	岡村 敏春	熊本市南区元三町2丁目3-35
理事	本田 賢士	熊本市南区元三町3丁目4-24
理事	深水 進	熊本市南区元三町2丁目3-31
理事	栗崎 一憲	熊本市南区元三町5丁目2-1
理事	森田 昇	熊本市南区御幸木部町3丁目20-50
理事	林田 敏治	熊本市南区御幸木部町3丁目11-64
監事	中川 敏行	熊本市南区御幸木部町3丁目9-47
監事	森瀬 敏明	熊本市西区小島5丁目18-27

熊本県公告第444号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市上庄字寺崎2108番1及び同2109番1
499.10平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市豊岡2000番地422アブローズⅡ101号
合志 学
合志 研

熊本県公告第445号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）11月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
福田 晃久	合志市野々島	合志市野々島字木原野2197番ほか1筆
瀬上 丈治	熊本市東区鹿帰瀬町	菊池郡菊陽町大字辛川字上石ケ迫2340番ほか1筆

- 申請年月日

令和元年（2019年）10月29日

熊本県公告第446号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）11月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人うめどう	熊本市西区小島	熊本市西区西松尾町字長割5006番1ほか55筆 一時利用地 熊本市西区西松尾町字長割213番2ほか11筆
上野 直吉	阿蘇郡小国町上田	阿蘇郡小国町大字上田字比良ノ後335番2ほか5筆

2 申請年月日

令和元年（2019年）10月30日

熊本県公告第447号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）11月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
桑野 大司	八代郡氷川町柵	八代郡氷川町大野字上天堤2093番1ほか3筆
農事組合法人野津南	八代郡氷川町野津南	八代郡氷川町野津字上北3943番
農事組合法人東網道	八代郡氷川町網道	八代郡氷川町網道字四参番割691番3ほか73筆
農事組合法人東網道	八代郡氷川町網道	八代郡氷川町網道字式九番割416番
農事組合法人東網道	八代郡氷川町網道	八代郡氷川町網道字参七番割583番ほか2筆
西田 義和	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字七代435番1ほか5筆
農事組合法人万江の里	球磨郡山江村万江甲	球磨郡山江村大字万江甲字榎木町225番2
農蘇 正順	人吉市井ノ口町	球磨郡山江村大字万江甲字榎木町172番
株式会社UETファーム	天草市河浦町河浦	天草市天草町大江字馬ノ水1275番4ほか1筆
株式会社天草よかもん	上天草市大矢野町上	上天草市松島町今泉字米ノ山新田6438番461ほか2筆
磯田 清俊	上天草市大矢野町上	上天草市松島町今泉字平洲4167番5ほか17筆
中原 英幸	上天草市大矢野町登立	上天草市大矢野町中字毛四郎4939番

2 申請年月日

令和元年（2019年）10月30日

熊本県公告第448号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）11月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
グッドファーム株式会社	菊池郡大津町室	玉名郡南関町大字豊永字馬場園1919番1ほか7筆
宮本 保三郎	玉名郡長洲町清源寺	玉名郡長洲町大字清源寺字ナギ原55番ほか29筆
木山 倫彦	玉名郡長洲町清源寺	玉名郡長洲町大字清源寺字ナギ原13番ほか16筆
浦田 健一	玉名郡長洲町清源寺	玉名郡長洲町大字清源寺字ナギ原18番1ほか19筆
菊本 耕二	玉名郡長洲町清源寺	玉名郡長洲町大字清源寺字ナギ原72番ほか16筆
黒木 飛孔	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壱八番割569番2
平崎 祐治	八代市鏡町中島	八代市鏡町中島字土気町1194番1ほか2筆
吉岡 直樹	八代市南平和町	八代市北平和町348番1ほか1筆
中山 健一	八代市日奈久山下町	八代市水島町字大井手西割57番24ほか12筆
吉田 忠明	八代市郡築四番町	八代市郡築三番町65番1
大無田 満浩	球磨郡球磨村三ヶ浦乙	人吉市上原田町字上原字八反堀1332番
柳原 さやか	人吉市西間下町	人吉市上原田町字菖蒲字小園186番ほか6筆

2 申請年月日

令和元年（2019年）10月31日

熊本県公告第449号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）11月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上野 幸述	上益城郡甲佐町横田	下益城郡美里町大沢水字大原1413番
吉永 昭博	下益城郡美里町馬場	下益城郡美里町中郡字下新谷1526番
株式会社宮本農場	上益城郡御船町高木	上益城郡御船町大字高木字榎町761番ほか11筆
上野 幸述	上益城郡甲佐町横田	上益城郡甲佐町大字大町字池田665番ほか2筆
上野 幸述	上益城郡甲佐町横田	上益城郡甲佐町大字仁田子字土中1074番ほか9筆
上野 幸述	上益城郡甲佐町横田	上益城郡甲佐町大字仁田子字土中1110番ほか1筆

河津 修二	阿蘇市役犬原	阿蘇市役犬原字中野1761番ほか4筆
佐藤 順一	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上大川原2522番ほか10筆
宮田 加奈	阿蘇郡南阿蘇村両併	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字宮園1956番1ほか5筆
野田 英俊	阿蘇郡南阿蘇村長野	阿蘇郡南阿蘇村大字長野字今市167番1
藤田 保生	阿蘇郡西原村鳥子	阿蘇郡西原村大字鳥子字下六反田2842番1ほか2筆

2 申請年月日
令和元年(2019年)10月31日

熊本県公告第450号

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県福祉総合情報システム改修業務委託
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県健康福祉部健康福祉政策課総務班(熊本県庁行政棟新館3階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務の内容
熊本県福祉総合情報システム改修業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 委託期間
契約締結の日から令和3年(2021年)3月31日(水)まで
- (5) 履行場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 他
- (6) 入札方法
本業務は、総合評価一般競争入札により行う。
- (7) 入札方式
この入札は、紙入札案件である。
- (8) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (11) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち、業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務(情報システム全般の設計、開発、維持管理)」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和元年(2019年)11月25日(月)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 「JIS Q 9001（品質マネジメントシステム）」及び「ISO 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）」の認証を取得している者であること。

(6) プライバシーマーク付与認定を取得している者であること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)に係る確認資料（証明書類の写し等）

ウ 2(6)に係る確認資料（証明書類の写し等）

(2) 提出方法

(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和元年（2019年）12月5日（木）午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において、入札説明書に定める方法により、公告の日から令和元年（2019年）12月5日（木）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和元年（2019年）12月25日（水）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 日時 令和元年（2019年）12月25日（水）午前10時

イ 場所 1(2)の入札・契約担当部局

ウ 入札書及び技術提案書の提出方法

入札書（代理人が入札するときは、入札書及び委任状）及び技術提案書をアの日時にイの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和元年（2019年）12月24日（火）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)アの日時に(3)イの場所で行うものとする。

(5) 入札の回数

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再入札を行うものとする。

なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとし、みなす。

(6) 入札の無効

次のア及びイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 入札保証金

免除する。

5 落札者の決定等

(1) 落札者決定基準

落札者の決定に当たっては、入札説明書で定めるところにより、入札金額に係る評価点（以下「価格点」という。）と技術提案書による提案内容に係る評価点（以下「技術点」という。）の合計点（以下「総合評価点」という。）により評価する。

(2) 落札者の決定方法

ア 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内に入札金額による有効な入札書を提出した者にあつては、総合評価のための技術提案書について評価を行う。

イ (1)で評価した価格点及び技術点の合計である総合評価点が最も高い者を落札者とする。

ウ 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とする。さらに、技術点の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。

エ 本入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、落札者とならない場合がある。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請など入札の内容全般に関すること。

熊本県健康福祉部健康福祉政策課総務班

電話番号 096-333-2194

ファックス番号 096-384-9870

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

9 Summary

(1) Name and Content of Consignment

- The Reconstruction of Social Service Management information system in Kumamoto Prefecture
- (2) Date and Place for tender
Date: December 25, 2019, 10:00a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Health and Social Services Policy Division
Department of Health and Social Services
Kumamoto Prefectural Government
(3rd floor of Prefectural Government New Building)
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2194
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

登 載 依 頼**熊本県企業局公告第3号**

荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（第14回）を次のとおり開催する。

令和元年（2019年）11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
令和元年（2019年）11月28日（木）午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ 1階 テルサホール
- 3 議題
(1) 第13回審議内容のまとめ
(2) 環境モニタリング調査について（平成30、31年度）
(3) 荒瀬ダム撤去環境モニタリング報告書（案）について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（以下「委員会」という。）の傍聴を希望する者は、委員会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。
(2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
(3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県企業局工務課土木技術班
電話番号096-333-2600